1871

帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人ら(長男、長男の妻、次男、三男)及び被相続人(母)について、原発事故及びその後の避難により、従前使用していた井戸水や自家栽培の米及び野菜を使用することができなくなったため余計に支出した生活費増加費用が、申立人長男が設置して使用していた井戸2基について財物損害が、帰還困難区域内にあった墓から県外へ改葬するのに要した費用として墓地移転費用が、それぞれ申立人長男の損害として認められたほか、被相続人が認知症になって要介護認定を受けたことを踏まえ、被相続人の損害として月額5万円、主たる介護者である申立人長男の妻の損害として月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額が既払金を控除してそれぞれ認められ、被相続人の損害については相続人である申立人ら(長男、次男、三男)に支払われた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下,「本件」という。)につき,申立人X1,同X2,同X3及び同X4(以下,「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下,「被申立人」という。)は,次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人X1,同X3及び同X4(以下,3名をあわせて「相続人ら」という。)は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A(以下「被相続人」という。)が平成26年7月〇日に死亡し、相続人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 相続人らの知る限り、相続人らが、被相続人の全相続人であること。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目(別紙記載の期間に限る)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第3 和解金額

被申立人は,第2項の損害項目に対する和解金として,別紙記載の和解金額合計金458万1500円の支払義務のあることを認める。

第4 支払方法

(省略)

第5 確認条項

申立人らと被申立人は,第2項記載の損害項目(同項記載の期間に限る)について,以下の点を相互に確認する。

1 本和解に定める金額を超える部分につき、申立人らが被申立人に対して別 途損害賠償請求することを妨げない。

- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。
- 3 仮に本和解による賠償がその全額の賠償である場合でも、その支払にかか わらず、第2項記載の財物の所有権は被申立人に移転しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年7月6日

(仲介委員 市川 太)

申立人 X1

損害項目	内訳	金額	期間等
	水道代	286,500	H23.3~H29.5
生活費増加費用	米野菜購入費用	750,000	H23.3~H29.5
墓地移転費用	浪江町〇〇墓地所在 の墓を新潟県柏崎市 〇〇へ移転した費用	500,000	
財物	井戸2基	800,000	
合計		2,336,500	

申立人 X2

損害項目	内訳	金額	期間等
日常生活阻害慰謝料	増額分	1,000,000	H23.3~H25.3
合計		1,000,000	

被相続人 亡A

損害項目	内訳	金額	期間等
日常生活阻害慰謝料	増額分	1,245,000	H23.3~H26.7
合計		1,245,000	

和解金額合計	4,581,500
--------	-----------